

選挙運動用自動車賃貸借契約書

法人の場合、代表者氏名は不要

賃借人 **西尾 太郎** を甲とし、貸貸人 **株式会社〇〇自動車** を乙として、甲乙両当事者間において、令和7年6月15日執行の西尾市長選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により西尾市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を西尾市長に対し請求するものとする。

(1) 車 種 **プロボックス**

(2) 登録番号 **三河 000 あ 00-00**

選挙運動期間内

2 自動車の賃貸借期間は、令和7年6月8日から令和7年6月14日までとする。

3 賃貸借料は、1日につき金 **00,000** 円（うち消費税及び地方消費税含む。）とし、総額金 **000,000** 円とする。

公費限度額：1日 16,100 円×7日=112,700 円

4 この契約書に定めない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和7年6月3日

(甲) 賃借人 住所 **西尾市寄住町下田22番地**

氏名 **西尾 太郎**

印

(乙) 貸貸人 住所 **××市××町××番地**

氏名 **株式会社××自動車**

代表 **×× ××**

印

印

印

備考

- 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していても、この契約書にはその期間を含めないこと。
- 貸貸人が西尾市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 貸貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。